

川西市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画における計画策定支援 及びアンケート調査業務委託仕様書

１．委託業務名

川西市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定支援業務

２．業務の目的

「川西市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、令和８年度に計画期間が満了する現行計画を改定し、令和９年度から令和１１年度までの３年間の計画として策定するものである。

計画の策定にあたっては、日常生活圏域ごとに高齢者の生活実態、課題及びサービスニーズの把握を行うためのアンケート調査の実施および、現行計画における事業成果の分析や本市の実態把握及び課題の分析を踏まえ、兵庫県地域医療構想との整合性を確保しつつ、上位計画である「第６次川西市総合計画」及び「第６期川西市地域福祉計画」など関連する諸計画との調和を図り、２０４０年を見据えたサービス基盤や人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策の推進といった数々の課題に的確に対応した施策を立案する必要がある。

本業務委託は、かかる趣旨を踏まえ、専門的な知見や情報収集・分析等の技術を有する民間事業者による企画・提案等の支援を受けることにより、本市における高齢者施策の基本的な計画として、高齢者を取り巻く課題や介護保険サービス等に対するニーズに的確に対応し、地域包括ケアシステムのより一層の深化・推進を図ることで、「全ての人が、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現」に向けた計画案策定に資することを目的とするものである。

３．業務の内容

【令和７年度】

○アンケート調査

（１）調査対象・対象者数

① ６５歳以上の要介護認定を受けていない高齢者 ４，０００件

（要介護１～５以外の高齢者）

② 在宅介護実態調査 １，２００件

（在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方）

③ 市内介護保険サービス事業所のアンケート形式での調査 約２４０件

※件数は現時点での予定であり、審議会等において変更になる可能性がある。

(2) 調査項目

① 65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者の実態把握調査

国が示す「日常生活圏域ニーズ調査」を基に、本市独自の調査項目を加える。

② 在宅介護実態調査

厚生労働省が示す「在宅介護実態調査」を基に、本市独自の調査項目を加えることとし、設問数は30問程度とする。

③ 市内介護保険サービス事業所のアンケート調査

市独自のアンケート調査として設問数は10問程度とする。

(3) 調査方法

①、②、③とも調査票を郵送し、同封の返送用封筒（料金受取人払）により回収
なお、郵送料については当市で負担する

(4) 見込回収率

約80%

(5) 調査準備

- ・ 調査票の設計・作成・印刷（調査票には事後に被保険者番号が判別できるような固有番号を付す）
- ・ 発送用及び返送用封筒の作成・印刷
- ・ 発送準備（宛名シールを貼付した発送用封筒に、調査票と本市が返送先となる返送用封筒を封入封緘し当市へ納品）

(6) 調査の集計と分析等

- ・ 回収調査票の引き取り（回収された調査票は、受託者へ受け渡す。なお、回収調査票の受け渡しは、本市庁舎において行うものとする）
- ・ 開封作業
- ・ 整理
- ・ 回収した調査票のデータ入力（自由記述を含む）
- ・ 集計（クロス集計も含む）及びデータ加工、作表等
- ・ 分析（本市及び各中学校区並びに各小学校区圏域における高齢者の生活実態、課題及びサービスニーズが明らかになるよう分析を行うこと。また、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスや福祉施策の在り方等を検討すること）
- ・ 国の生活支援ソフト等を活用した分析を行うこと。なお、分析にあたっては、結果のみを本市に提供するのではなく、分析過程を含め、十分な説明を行い、意見交換を行うこと。

(7) 調査報告書の作成等

- ・ 随時、本市と協議を行い、本市の要望を踏まえた調査報告書を作成すること
- ・ 成果品として、調査報告書の製本（くるみ製本）10部と報告書電子データ、及び本業務で使用・作成したデータ・資料一式をデータ納品すること

(8) アンケートのお礼兼督促印刷

- ・ ハガキにお礼兼督促の文面を作成、印刷
- ・ 宛名シールの貼付
- ・ ハガキの受け取り及び印刷ハガキの納品

【令和8年度】

○計画策定支援

(1) 施策動向に関する情報収集及び課題整理

高齢者保健福祉制度や介護保険制度に関する国や県の施策動向等について情報収集を行うとともに課題の整理を行うこと。また、必要に応じ他市等の先進事例について情報収集を行うこと。

(2) 介護保険事業や関連施策の現状分析、施策評価及び次期計画における重点施策等の提案

- ①第1～9期を通した介護保険事業の運営状況の分析（給付分析等）を行うこと。
- ②第9期計画における目標数値の達成状況及び保険給付実績等の現状分析・評価・課題の洗い出しを行うこと。
- ③「高齢者保健福祉の基本的な方針と具体的な施策を明らかにする」という、本計画策定の趣旨を踏まえ、課題分析、企画・提案を行うこと。
- ④地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み事項の検討・整理・提言を行うこと。
- ⑤「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」の調査結果に基づく地域課題の把握と整理を行うこと。
- ⑥国の定める基本指針や県の定める地域医療構想及び介護保険事業支援計画との整合性を確保した計画案の構成を企画・提案すること。
- ⑦令和6年度から令和8年度の介護給付等の実績を踏まえ、県の地域医療構想とも整合性のとれた保険料水準等の推計を行うこと。
- ⑧地域ごとの実態把握・課題分析を踏まえた上で、保険者機能を強化していく施策提案を行うこと。
- ⑨介護保険事業や医療など関係団体へのヒアリングについて企画提案を行い、実施結果の分析等を行うこと。
- ⑩地域支援事業及び一般高齢者施策における高齢者生活支援サービスについて、地域ケア会議を活用した地域課題の把握や社会資源の活用といった視点から、市が施策として展開していくためのニーズ分析及び指標の設定、施策提案を行うこ

と。

①「介護サービスの充実強化」「総合事業の推進」「介護予防の推進」「医療と介護の連携強化」「高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施」「認知症施策の推進」「介護人材の確保」「介護離職の防止」について、現状分析及び次期計画における指標の設定、施策提案を行うこと。

②市民の意見を幅広く計画に反映させる為、ワークショップを3地区（北部・中部・南部）で開催を予定しており、開催に係る支援及び結果の集計・分析を行うこと。

③共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条における「市町村認知症施策推進計画」に準じた計画とすること

（3）人口推計、介護サービス見込量の推計及び保険料設定支援

国の指針により、地域包括ケア「見える化」システム等を活用して以下の推計作業を行うこと。

①総人口、高齢者・要介護者（要介護度別）等の人口推計

②認定率、サービス利用率の将来推計を踏まえた目標年度における介護サービス見込量の算定支援

③上記①・②を踏まえた保険料の算定支援

（4）川西市介護保険運営協議会等の会議への参画及び運営支援

本計画に関する調査、審議を行う「川西市介護保険運営協議会」（6回程度の開催を予定）について、会議資料の作成（電子データ及び製本（くるみ製本）30部を納品）、会議への出席及び必要に応じた説明、会議録の作成（電子データで納品）等の支援を行う。

（5）パブリックコメントの実施支援

市民の意見を幅広く計画に反映させる為、パブリックコメントの実施を予定しており、必要な情報収集や寄せられた意見を踏まえた修正案の提案等の支援を行う。なお、パブリックコメントは、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」（平成22年川西市条例第16号）に基づき行うものとする。

（6）計画書の策定支援

①誰にも親しみやすく、わかりやすい計画書となるよう、計画書の設計（構成）を行うこと。

②（1）～（5）の調査・分析等の結果に基づく計画骨子案を作成すること。

③計画（素案）の作成、取りまとめを行うこと。

④計画（成案）の作成、取りまとめを行うこと。

（7）計画書原稿等の作成（いずれも納品時期：令和9年2月下旬）

①川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画（A4版）印刷用の原稿（版下）データの作成（A4版・カラー刷り・150ページ程度）

②川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画（概要版）（A4版）印刷

用の原稿（版下）データの作成（A4版・カラー刷り・25ページ程度）

③上記①②のホームページ掲載用PDFデータ

④上記①②の製本（くるみ製本）各30部と本業務で使用・作成したデータ・資料一式を電子データとして納品すること

（8）スタッフ体制及び計画策定までのスケジュールの提示

①計画策定に関する具体的な手法やスケジュールについては、国の定める基本指針や県の示す方針等の内容を踏まえ、市担当課と協議しながら進めること。

②スタッフ体制は総括責任者、担当者計2人以上とすること。候補事業者決定後1週間以内に、当該業務にかかるスタッフの体制表（他の兼任業務を含む）及び計画策定までのスケジュール等を提出すること。

4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 委託料の支払い方法

完了後一括支払い（各年度）

6. その他

- （1）業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- （2）業務の履行にあたり、個人情報の取り扱いについては、川西市個人情報保護条例に基づき、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- （3）業務履行の過程において、川西市または受託者が必要と認める場合には、適宜協議を行うこと。
- （4）本仕様書を変更する必要がある場合は、市と受託者が協議の上、仕様書を変更し、必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- （5）この業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- （6）成果品にかかる所有権、著作権は川西市に帰属するものとする。
- （7）成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。